

保険財政共同安定化事業について

1 保険財政共同安定化事業とは

レセプト1件30万円超の医療費について、医療給付費すべてを対象とし、県内すべての市町村が拠出する財源により費用負担を調整するもの。

※各市町村交付額の算定

1件30万円超のレセプトのうち、8万円を超え80万円までの部分の合計額（前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金がある場合は、調整後）の59%

※各市町村拠出額の算定

(1) 医療費実績割（全体の50%）

前々年度から過去3か年の交付実績を元に、各市町村の配分率を算定

(2) 被保険者割（全体の50%）

前々年度の一般被保険者数（年間累積）を元に、各市町村の配分率を算定

2 試算について

平成22年度の保険財政共同安定化事業実績を元に、対象レセプトの拡大、拠出方法の変更による影響を試算。

対象レセプトを拡大することにより、広域的な財政運営に近づくこととなり、また、所得割を加味することにより、市町村の財政力の調整が行われることとなる。

(1) 対象レセプトの拡大について

対象レセプトについては、現行30万円超の外、0円超、10万円超、20万円超の場合について試算。

医療給付費の算定については、医療費に給付率を乗じて算定。

※平成22年度医療費（退職を除く）

総額		458,444百万円
うち	0～10万円	246,089百万円
	10万～20万円	19,700百万円
	20万～30万円	14,548百万円
	30万～80万円	98,506百万円

(2) 拠出方法の拡大について

拠出方法については、現行の医療費実績割、被保険者割に、所得割（国調整交付金の基準総所得金額を使用）を加味したケースについて試算。

ケース1 医療費実績割50：被保険者割50（現行どおり）

ケース2 医療費実績割30：所得割20：被保険者割50

ケース3 所得割50：被保険者割50